

防衛大学校における研究活動上の不正行為の防止等に関する達を次のように定める。

平成20年10月10日

防衛大学校長 五百簾頭 眞

防衛大学校における研究活動上の不正行為の防止等に関する達

改正 平成21年3月31日防衛大学校達第6号 平成24年4月6日防衛大学校達第8号
平成27年3月19日防衛大学校達第5号 平成30年3月30日防衛大学校達第4号
令和2年6月30日防衛大学校達第9号

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）における教職員等の研究活動上の不正行為を防止するとともに、研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めることにより、防衛大学校研究者行動規範の的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この達において次の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教職員」とは、大学校に勤務する教職員をいう（役務によって雇用されている者を含む。）。
- (2) 「学生等」とは、本科学生、理工学研究科学生、総合安全保障研究科学生、研修生、外国人留学生その他大学校に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。
- (3) 「教職員等」とは、教職員及び学生等並びに大学校の施設及び設備を利用して研究に携わる者をいう。
- (4) 「研究活動上の不正行為」とは、大学校の教職員等が研究活動（修学上行われる論文作成を含む。以下同じ。）における故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん及び盗用をいう。
- (5) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

- (6) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (7) 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - (8) 「部局」とは、各学群をいう。
- (最高管理責任者)

第2条の2 大学校に最高管理責任者を置き、学校長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は研究活動上の不正行為の防止等に関し最終責任を負う者として、研究活動上の不正行為が生じた場合には、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。
- (総括管理責任者)

第3条 大学校に総括管理責任者を置き、先端学術推進機構長をもって充てる。

- 2 総括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止等に関して大学校全体を総括し、研究上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、関係の部局の長と連携して厳正かつ適切に対応するものとする。
 - 3 総括管理責任者は、必要があれば研究倫理教育の実施を指示することができる。
- (研究倫理教育責任者)

第4条 研究倫理教育責任者は、部局の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、総括管理責任者を補佐し部局における研究活動上の不正行為の防止等に関し総括し、第11条の規定による通知を受けたときは、第12条に定める予備調査を実施するなど適切に対処するものとする。
 - 3 研究倫理教育責任者は、教職員等に対して研究活動上の不正行為の防止に関する教育や啓発等を先端学術推進機構事務室の支援を受けて実施し、研究者倫理の向上を図るものとする。
 - 4 研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者を任命することができる。
- (教職員等の責務)

第5条 教職員等は、高い倫理性を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 教職員等は、この達及びこの達に基づく研究倫理教育責任者の指導に従い、第13条から第20条までに定める調査に協力するものとする。
- 3 教職員等は、研究倫理教育責任者が実施する研究活動上の不正行為の防止に関する教育に参加しなければならない。
- 4 教職員等は、不正が指摘されたとき対応できるよう研究成果発表に使用したデ

ータ、実験・観察ノート等は10年間、実験試料・試薬等の有体物は5年間保存するものとする。また開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(受付窓口)

第6条 大学校における研究活動上の不正行為に関する通報、告発（以下「通報等」という。）及び通報等に関する相談（通報等までに至らない段階の相談をいう。以下同じ。）に対応するため、先端学術推進機構に受付窓口を置く。

(通報処理体制の周知)

第7条 総括管理責任者は、受付窓口、通報等及び通報等に関する相談の方法その他必要な事項を大学校内及び大学校以外の機関（以下「他機関」という。）に周知する。

(通報等の方法)

第8条 通報等は、書面（ファックス及び電子メールを含む。）、電話、面談により行うことができる。

2 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに総括管理責任者に報告するものとする。

3 通報等は、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 氏名及び連絡先
- (2) 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等の氏名又はグループの名称
- (3) 研究活動上の不正行為の具体的内容
- (4) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

4 受付窓口は、書面により通報等を受け付けた場合には、通報等を受け付けた旨を当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するとともに、前項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示するものとし、更に詳しい情報の提供及び当該通報等に基づいて行う調査への協力について依頼するものとする。

5 受付窓口は、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該通報等を回付するものとする。

6 第1項及び第2項に定めるもののほか、総括管理責任者は、報道、インターネット等による掲載、又は学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合にも、第1項の通報等があったものとみなすものとする。

(通報等に関する相談の方法)

第9条 通報等に関する相談は、書面（ファックス及び電子メールを含む。）、電話、面談により行うことができる。

2 受付窓口は、前項の相談を受け、必要と認める場合には、通報等に準じて取り扱うことができる。

(受付窓口の担当者等の義務)

第10条 受付窓口の担当者及び第12条から第20条に定める調査に関与した者は、業務上知ることのできた情報を漏らしてはならない。当該職務を離れた後も同様とする。

(通報等に係る事案の調査)

第11条 総括管理責任者は、第8条第2項の規定による報告を受けたときは、当該通報等の対象となっている教職員等（以下「被通報者」という。）の所属する研究倫理教育責任者（以下「当該研究倫理教育責任者」という。当該研究倫理教育責任者が通報等の対象に含まれているときは、総括管理責任者の指名する通報等の対象に含まれていない者とする。以下同じ。）に通知し、次条から第20条までに定めるところにより、当該通報等がなされた事案について、必要な調査を行わせるものとする。ただし、第9条第2項の規定により通報に準じて取り扱うこととされたものについて、第8条第2項の規定による報告を受けたときは、総括管理責任者が必要と認める場合に限り、当該研究倫理教育責任者に通知し、必要な調査を行わせるものとする。

(通報等に係る事案の予備調査)

第12条 総括管理責任者は、第8条第2項の規定による報告を受けたときは、当該研究倫理教育責任者に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせるものとする。

- (1) 当該通報等に係る研究活動上の不正行為が行われた可能性の有無
- (2) 第8条第3項第4号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報等がされた研究活動上の不正行為との関連性及び論理性
- (3) その他必要と認める事項

2 当該研究倫理教育責任者は、前項の予備調査の実施に関し、予備調査委員会を設置し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

3 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力を行なうものとする。

4 当該研究倫理教育責任者は、概ね30日以内に第1項に定める事項の調査結果及び次の各号に掲げる事項について、総括管理責任者に報告するものとする。

- (1) 次条の規定による調査の要否
- (2) 第23条の規定による措置に関する意見

- (3) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報等が悪意に基づくものである可能性
(本調査)

第13条 総括管理責任者は、前条の予備調査の結果に基づき、当該通報等がなされた事案について、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを予備調査の完了後、30日以内に最高管理責任者へ報告する。総括管理責任者は報告に当たり、必要に応じ当該部局以外の部局の教職員で当該通報等の対象となっている研究分野の教職員に対し、意見を求めることができる。

- 2 最高管理責任者は、本調査を行うか否かをすみやかに決定する。本調査を行うことを決定したときは、総括管理責任者に指示し、本調査委員会を設置するとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。また、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分を受けた機関（以下「資金配分機関」という。）及び関係省庁に通知する。本調査委員会は、本調査の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 3 総括管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。
- 4 総括管理責任者は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が所属する部局又は他機関の長にその旨を通知する。
- 5 総括管理責任者は、前2項に定める通知を受けた通報者等から当該調査の結果について異議の申立てがあったときは、必要に応じ前条の予備調査について、当該研究倫理教育責任者に再調査を求めることができる。

(本調査委員会)

第14条 本調査委員会は、総括管理責任者を委員長とし、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 当該研究倫理教育責任者
 - (2) 当該部局の教職員
 - (3) 当該部局以外の部局の教職員で、当該通報等の対象となっている研究分野の教職員
 - (4) 他機関に所属する者で、当該通報等の対象となっている研究分野に精通している者
 - (5) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者から委員長が委嘱する。

3 本調査委員会の委員は半数以上が第1項第4号の委員で構成するものとする。

第15条 総括管理責任者は、本調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。

3 前項の異議申立てがあった場合、総括管理責任者はその内容を審査し、審査結果を通報者及び被通報者に通知するとともに、申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には当該異議申立てに係る委員を交代若しくは追加させた場合新たに委員となった者の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

第16条 本調査委員会は、調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

2 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力するものとする。

3 調査は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート及びデータ等の精査並びに関係者からの聴取により行うものとし、必要に応じ、被通報者に対して、再実験を要請して必要資料の提出を求めることができる。

4 前項の再実験を要請する場合には、それに要する経費は、本調査委員会が負担するものとする。

5 本調査委員会は、調査に際し、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。被通報者は、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

6 第3項の規定にかかわらず、本調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、当該通報の対象となっていない被通報者の研究を、調査の対象とすることができる。

7 本調査委員会は、第3項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料等の保全措置をとることができる。

8 本調査委員会は、調査に際し、調査対象の研究に係る公表前の論文、実験・観察ノート及びデータ等が、調査に必要な範囲（通報者に情報提供を行う場合を含む。）を超えて漏洩することのないよう配慮しなければならない。

第17条 本調査委員会は、調査の開始後概ね150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、総括管理責任者へ、総括管理責任者は最高管理責任者に報告する。

- (1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か
 - (2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の程度
 - (3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、併せて通報等が悪意に基づくものであったか否か
- 2 前項 (3) の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

第17条の2 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知)

第18条 総括管理責任者は、前条の調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、他機関に所属する被通報者がある場合には、当該所属機関の長に通知するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、総括管理責任者は、当該通報等に係る研究が他機関から資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び関係省庁に当該調査の結果を通知するものとする。
- 3 総括管理責任者は、前条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する部局（他機関に所属する者であるときは、当該他機関）の長に通知するものとする。

(不服申立て)

第19条 第17条の調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けた日から30日以内に、総括管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 第17条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（被

通報者の不服申立てにより次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。)は、前条第1項の通知を受けた日から30日以内に、総括管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

- 3 前2項の場合において、当該不服申立てをする者は、前条第1項の通知を受けた日から30日の期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 4 総括管理責任者は、第1項の不服申立てを受けたときは、その旨を通報者に通知するとともに、当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び関係省庁に対してもその旨を通知するものとする。不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 5 総括管理責任者は、第2項の不服申立てを受けたときは、通報者が所属する研究倫理教育責任者及び被通報者に通知するとともに、通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び関係省庁にその旨を通知するものとする。

(不服申立ての審査及び再調査)

第20条 総括管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った本調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、不服申立ての趣旨が、本調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、総括管理責任者が必要と認めるときは、当該本調査委員会の委員を交代させるか又は新たに本調査委員会を設置するものとする。

- 2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 総括管理責任者は、被通報者及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、第17条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わないこと、又は打ち切ることができる。
- 4 本調査委員会は総括管理責任者の指示により再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から概ね50日(前条第2項の不服申立ての場合にあっては30日)以内に、調査結果を総括管理責任者へ、総括管理責任者は最高管理責任者、資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 5 前項の調査結果を通知する際には、第19条の規定を準用する。この場合におい

て同条第1項及び第3項の規定中「前条」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(調査資料の提出)

第21条 総括管理責任者は、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合において、当該資金配分機関等から要求があるときは、当該調査に係る資料を提出することができる。ただし、本調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

(懲戒処分等の申立て)

第21条の2 総括管理責任者は研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合、懲戒処分等の基準に関する達(平成6年防衛大学校達第3号)第2条第1号に規定する懲戒権者等に申し立てるものとする。

(調査結果の公表等)

第22条 学校長は、第17条又は第20条第4項の本調査委員会の調査結果の報告(以下「調査結果の報告」という。)において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 総括管理責任者又は本調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 本調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順
- (6) その他必要と認める事項

2 最高管理責任者は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。)、被通報者の所属及び氏名、本調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順とする。

3 最高管理責任者は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表することができる。

4 学校長は、前3項の場合において、第17条の調査結果に基づく公表を行うときは、第19条第1項の規定による不服申立ての期間を考慮して行うものとする。

5 最高管理責任者は、公表する内容に学生等が含まれているときは、当該学生等の氏名等については、公表しないことができるものとする。

6 最高管理責任者は、公表に先立ち論文等の取り下げを勧告するものとする。
(調査中における一時的措置)

第23条 最高管理責任者は、第13条の本調査を行う旨の報告を受けた場合は、第17条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることがを当該研究倫理教育責任者その他の関係者に求めることができる。
(認定後の措置)

第24条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、前条の規定により講じられた措置の延長を当該研究倫理教育責任者その他の関係者に求めることができる。

2 最高管理責任者は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、前条及び第16条第7項の証拠となる資料等の保全措置その他当該通報等に基づき講じた一切の措置を解除するとともに、当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者及び必要がある場合には関係機関に周知するなど研究活動上の不正行為を行われていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

3 前2項の場合において、最高管理責任者は、調査結果について、第19条の不服申立てがあったときは、前2項により講じた措置を保留又は前条の措置を講じるなど必要な措置を行なうものとする。

4 前項の措置を講じた場合において、最高管理責任者は、当該不服申立てに関し、第20条第4項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告に基づき、第1項又は第2項に定める措置及び必要に応じて第22条の規定による公表の措置を講じるものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第25条 最高管理責任者及び研究倫理教育責任者は、通報等及び通報等に関する相談をしたことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者、総括管理責任者並びに研究倫理教育責任者は、単に通報等があったことをもって、当該通報等に係る被通報者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(雑則)

第26条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、先端学術推進機構長が定める。

附 則

この達は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日防衛大学校達第 6 号）

この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日防衛大学校達第 8 号）

この達は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日防衛大学校第 5 号）

この達は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日防衛大学校第 4 号）

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 30 日防衛大学校第 9 号）

この達は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。